

令和 7 年 4 月 1 日
令和 7 年 7 月 1 日一部改正

令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金
支給基準

給付金の名称	令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金
給付金の支給目的	障害福祉サービス事業所等（別表第 1 に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）で働きながら資格を取得した人への報償、及びそれを掲げることで事業所内での資格取得や研修の受講を促進し、障害福祉サービス事業所等の職員のキャリアアップに対する機運の向上を図る。また、当該職員が資格取得や研修修了後も有資格者等として継続勤務することで、障害福祉サービス事業所等における人材定着による障害福祉人材確保を支援する。
給付金の支給対象者	次に掲げる者を給付金の支給対象者とする。 (1) 大津市内の障害福祉サービス事業所等に勤務しながら第 37 回（令和 6 年度）介護福祉士国家試験に合格し、資格登録年月日以降に、大津市内の障害福祉サービス事業所等に継続して 6 か月以上就労している者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ① 勤務する障害福祉サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く） ② 令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請した者 ③ 申請時に離職が予定されている者 (2) 大津市内の障害福祉サービス事業所等に勤務しながら下記研修を修了し、継続して 6 か月以上就労している者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ① 令和 6 年 9 月以前に研修を修了した者 ② 勤務する障害福祉サービス事業所等が研修修了時と申請時

	で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く） ③ 令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金を申請した者 ④ 申請時に離職が予定されている者
給付金の支給対象資格を取得するための研修 ※上記以外の条件については別表第 2 のとおり	サービス管理責任者実践研修、児童発達支援管理責任者実践研修、相談支援従事者初任者研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）、ガイドヘルパー（同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動支援従業者養成研修、行動援護従業者養成研修）、喀痰吸引等研修（第 1 号研修、第 2 号研修、第 3 号研修）、高次脳機能障害支援養成実践研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修
給付金の支給額	30,000 円／1 人
給付金の支給方法	(1) 申請者は、「令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。 (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。 (3) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書」（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。 (4) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理した日から 30 日以内に申請者に対し、給付金を支払うものとする。
給付金の支給条件	(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。 (2) 障害福祉サービス事業所等の当該職員に対する受験、登録等の経費負担の有無に関わらず対象とする。
給付金の申請期限	令和 8 年 3 月 31 日

様 式	令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号） 令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給決定通知書（様式第 2 号） 令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号）
経過措置	令和 7 年 7 月 1 日付の改正による改正後の令和 7 年度大津市障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金支給基準別表第 2 の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降に行われた申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室